

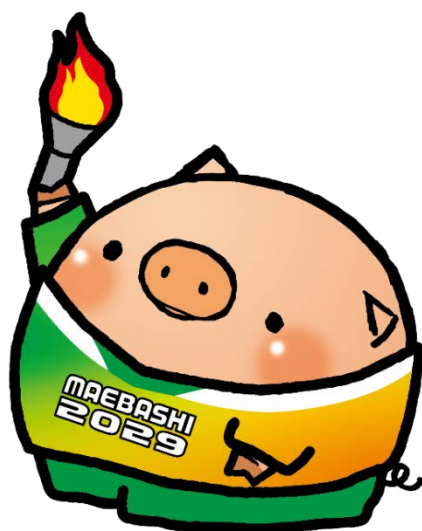
第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
前橋市準備委員会

第4回総会

湯けむり国スポ・全スポぐんま前橋市実行委員会

第1回総会

MAEBASHI 2029



GUNMA 2029

湯けむり国スポ・全スポ 83rd JAPAN GAMES
28th National Sports Festival
for People with a Disability

日時：令和8年8月31日（月）午後2時

場所：K' BIX まえばし福祉会館（前橋市総合福祉会館）

多目的ホール

**第 8 3 回国民スポーツ大会
第 2 8 回全国障害者スポーツ大会
前橋市準備委員会**

第 4 回総会

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会前橋市準備委員会
第 4 回総会

目 次

◆報告事項

第 1 号報告

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会前橋市準備委員会 委員等の変更について	1
--	---

第 2 号報告

第 83 回国民スポーツ大会開催地及び会期の決定並びに第 28 回全国障害者 スポーツ大会の開催地の決定について	2
---	---

◆審議事項

第 1 号議案

湯けむり国スポ・全スポぐんま前橋市実行委員会の設置及び会則の改定（案） について	3
---	---

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
前橋市準備委員会委員等の変更について

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会前橋市準備委員会第3回総会（書面）開催（令和8年5月22日）以降に生じた委員・役員等の変更については、下記のとおりです。

委員

（順不同・敬称略）

所属団体	役職名	新任者	前任者
公益財団法人前橋観光コンベンション協会	理事長	丸山 勝弘	曾我 孝之
公益社団法人群馬県サッカー協会	会長	坂田 和文	針谷 章
群馬県ライフル射撃協会	会長	吉野 登	岡田 榮三
自衛隊群馬地方協力本部	本部長	上野 和人	小久保 勝之
群馬県剣道連盟前橋支部	支部長	飯塚 亘	原 三郎
公益社団法人前橋市医師会	会長	直田 祐子	須田 浩充
群馬県高等学校PTA連合会	会長	直江 正博	西脇 保
一般社団法人群馬県トラック協会	会長	佐藤 今朝司	武井 宏
前橋精神障害者家族会あざみ会	会長	高橋 典子	今村 和夫
公益社団法人前橋青年会議所	理事長	都丸 貴博	須永 光
前橋商工会議所青年部緑水会	代表幹事	小林 裕司	小林 良介

参与

（順不同・敬称略）

所属団体	役職名	新任者	前任者
東京新聞前橋支局	支局長	泰 淳哉	鈴木 学
共同通信社 前橋支局	支局長	阿部 勝彦	青池 雄一
時事通信社 前橋支局	支局長	小林 岳史	小林 英則

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会前橋市準備委員会第3回総会（書面）開催（令和8年5月22日）以降に生じた委員・役員等の辞任については、下記のとおりです。

委員

（順不同・敬称略）

所属団体	役職名	辞任者
前橋市肢体不自由児者父母の会	会長	斎藤 寛

第83回国民スポーツ大会開催地及び会期の決定並びに
第28回全国障害者スポーツ大会の開催地の決定について

令和8年7月15日（水）に開催された（公財）日本スポーツ協会理事会において、第83回国民スポーツ大会の開催地及び会期が決定されました。

併せて、第28回全国障害者スポーツ大会の開催地についても決定されました。

○第83回国民スポーツ大会の開催地及び会期

開催地：群馬県

会 期：令和11年10月6日から10月16日まで

○第28回全国障害者スポーツ大会の開催地について

開催地：群馬県

湯けむり国スポ・全スポぐんま前橋市実行委員会の設置及び会則の改定（案）
について

湯けむり国スポ・全スポぐんま前橋市実行委員会の設置及び会則の改定（案）
について、別紙のとおり議決を求めます。

令和 8 年 8 月 3 1 日

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
前橋市準備委員会 会長 小 川 晶

湯けむり国スポ・全スポぐんま前橋市実行委員会の 設置及び会則の改定（案）について

1 趣旨

令和8年7月15日に開催された（公財）日本スポーツ協会理事会において、群馬県での国民スポーツ大会の開催が決定されたことから、国民スポーツ大会開催基準要項第25項第1号に基づき、「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会前橋市準備委員会」（以下、「準備委員会」という。）を改組することで「湯けむり国スポ・全スポぐんま前橋市実行委員会」（以下、「実行委員会」という。）を設置するもの。

2 実行委員会の設置の概要

（1）名称

湯けむり国スポ・全スポぐんま前橋市実行委員会

（2）組織

準備委員会の総会、常任委員会及び各専門委員会は、実行委員会に引き継ぐ。

（3）役員、委員等

役員、委員、監事、参与及び専門委員については、準備委員会の役員、委員、監事、参与及び専門委員を引き続き充てるものとする。

3 会則の改定等

（1）組織名称を変更するとともに、準備委員会の会則等を改定する。

（2）これまでの準備委員会で決定した方針、計画及び関係諸規定（様式は除く。）のうち、「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会」とあるものを「湯けむり国スポ・全スポぐんま」に読み替え、「第83回国民スポーツ大会」とあるものは、「湯けむり国スポぐんま」に、「第28回全国障害者スポーツ大会」とあるものは「湯けむり全スポぐんま」と、それぞれ読み替え、さらに、「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。

【参考】国民スポーツ大会開催基準要項（抜粋）

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

（1）開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。
ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

（2）～（5）略

湯けむり国スポ・全スポぐんま前橋市実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、湯けむり国スポ・全スポぐんま前橋市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第83回国民スポーツ大会及び第28回全国障害者スポーツ大会において、前橋市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な業務を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 前橋市を代表する者
- (2) 前橋市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係機関及び関係団体を代表する者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監 事 3名以内

（役員を選任）

第6条 会長は、前橋市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項各号に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属機関の役職を離れたときは、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。この場合において、会長は、必要に応じて委員等を補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告しなければならない。

4 委員等は、無報酬とする。

(参与)

第9条 実行委員会に参与を置くことができる。

2 参与は、会長が委嘱する。

3 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じて助言を行う。

4 参与の任期等については、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限

を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。

6 議会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対して書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

（1）総会から委任された事項に関すること。

（2）総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。

（3）専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること。

（4）その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

（書面議決）

第14条 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。

1 会長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。

2 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を会長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。

3 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等をすることができる。

- 4 会長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全ての委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。
- 5 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。
- 6 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。
- 7 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第17条 実行委員会の経費は、負担金、その他の収入をもって充てる。
- (予算及び決算)

- 第18条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

- 第20条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。
- 2 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、前橋市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

- 第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和8年8月31日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会前橋市準備委員会の役員、委員、監事、参与又は専門委員である者は、それぞれ、湯けむり国スポ・全スポぐんま前橋市実行委員会の役員、委員、監事、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会前橋市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程（様式は除く。）のうち、「第83回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「湯けむり国スポ・全スポぐんま」と読み替え、また、「第83回国民スポーツ大会」とあるものは、「湯けむり国スポぐんま」に、「第28回全国障害者スポーツ大会」とあるものは「湯けむり全スポぐんま」と、それぞれ読み替え、さらに、「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会前橋市準備委員会会則の一部改正
新旧対照表

改正後	改正前
湯けむり国スポ・全スポぐんま前橋市実行委員会 会則（案）	第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者ス ポーツ大会 前橋市準備委員会会則
第1章 総則 （名称）	第1章 総則 （名称）
第1条 本会は、 <u>湯けむり国スポ・全スポぐんま 前橋市実行委員会</u> （以下「 <u>実行委員会</u> 」という。） と称する。	第1条 本会は、 <u>第83回国民スポーツ大会・第28 回全国障害者スポーツ大会前橋市準備委員会</u> （以 下「 <u>準備委員会</u> 」という。）と称する。
（目的）	（目的）
第2条 <u>実行委員会</u> は、第83回国民スポーツ大会 及び第28回全国障害者スポーツ大会において、前 橋市で開催される競技会（以下「競技会」という。） の円滑な運営を期するために必要な業務を行うこ とを目的とする。	第2条 <u>準備委員会</u> は、第83回国民スポーツ大会 及び第28回全国障害者スポーツ大会において、前 橋市で開催される競技会（以下「競技会」という。） の円滑な運営を期するために必要な業務を行うこ とを目的とする。
（所掌事項）	（所掌事項）
第3条 <u>実行委員会</u> は、前条の目的を達成するた めに、次の各号に掲げる事務及び事業を行う。	第3条 <u>準備委員会</u> は、前条の目的を達成するた めに、次の各号に掲げる事務及び事業を行う。
（1）～（5）（略）	（1）～（5）（略）
（6）その他、 <u>実行委員会</u> の目的達成に必要な事項 に関すること。	（6）その他、 <u>準備委員会</u> の目的達成に必要な事項 に関すること。
第2章 組織 （組織）	第2章 組織 （組織）
第4条 <u>実行委員会</u> は、会長及び委員をもって組 織する。	第4条 <u>準備委員会</u> は、会長及び委員をもって組 織する。
2 （略）	2 （略）
（役員）	（役員）
第5条 <u>実行委員会</u> に次の各号に掲げる役員を置 く。	第5条 <u>準備委員会</u> に次の各号に掲げる役員を置 く。
（1）～（5）（略）	（1）～（5）（略）
第6条 （略） （役員の職務）	第6条 （略） （役員の職務）
第7条 会長は、 <u>実行委員会</u> を代表し、会務を総 理する。	第7条 会長は、 <u>準備委員会</u> を代表し、会務を総 理する。
2～3 （略）	2～3 （略）

4 監事は、<u>実行委員会</u>の財務を監査する。 (任期等) 第8条 (略) (参与) 第9条 <u>実行委員会</u>に参与を置くことができる。 2～4 (略) 第3章 会議 (会議の種類) 第10条 <u>実行委員会</u>に次に掲げる会議を置く。 (1)～(3) (略) (総会) 第11条～第14場 (略) 第4章 会長の専決処分 (会長の専決処分) 第15条 (略) 第5章 事務局 (事務局) 第16条 <u>実行委員会</u>の事務を処理するため、事務局を置く。 2 (略) 第6章 会計 (経費) 第17条 <u>実行委員会</u>の経費は、負担金、その他の収入をもって充てる。 (予算及び決算) 第18条 <u>実行委員会</u>の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。 (会計年度) 第19条 <u>実行委員会</u>の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 2 <u>実行委員会</u>の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。 第7章 解散 (解散) 第20条 <u>実行委員会</u>は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。 2 <u>実行委員会</u>が解散した場合において、その残	4 監事は、<u>準備委員会</u>の財務を監査する。 (任期等) 第8条 (略) (参与) 第9条 <u>準備委員会</u>に参与を置くことができる。 2～4 (略) 第3章 会議 (会議の種類) 第10条 <u>準備委員会</u>に次に掲げる会議を置く。 (1)～(3) (略) (総会) 第11条～第14場 (略) 第4章 会長の専決処分 (会長の専決処分) 第15条 (略) 第5章 事務局 (事務局) 第16条 <u>準備委員会</u>の事務を処理するため、事務局を置く。 2 (略) 第6章 会計 (経費) 第17条 <u>準備委員会</u>の経費は、負担金、その他の収入をもって充てる。 (予算及び決算) 第18条 <u>準備委員会</u>の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。 (会計年度) 第19条 <u>準備委員会</u>の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 2 <u>準備委員会</u>の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。 第7章 解散 (解散) 第20条 <u>準備委員会</u>は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。 2 <u>準備委員会</u>が解散した場合において、その残
--	--

余財産は、前橋市に帰属するものとする。 第 8 章 補則 (委任) 第 2 1 条 この会則に定めるもののほか、<u>実行委員会</u>の運営に関し必要な事項は、会長 が別に定める。 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この会則は、令和 8 年 8 月 3 1 日から施行する。 2 この会則の施行の際、現に第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会前橋市準備委員会の役員、委員、監事、参与又は専門委員である者は、それぞれ、湯けむり国スポ・全スポぐんま前橋市実行委員会の役員、委員、監事、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。 3 この会則の施行の際、現に制定されている第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会前橋市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程（様式は除く。）のうち、「第 83 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「湯けむり国スポ・全スポぐんま」と読み替え、また、「第 83 回国民スポーツ大会」とあるものは、「湯けむり国スポぐんま」に、「第 28 回全国障害者スポーツ大会」とあるものは「湯けむり全スポぐんま」と、それぞれ読み替え、さらに、「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。	余財産は、前橋市に帰属するものとする。 第 8 章 補則 (委任) 第 2 1 条 この会則に定めるもののほか、<u>準備委員会</u>の運営に関し必要な事項は、会長 が別に定める。
--	---

**湯けむり国スポ・全スポぐんま
前橋市実行委員会**

第 1 回総会

湯けむり国スポ・全スポぐんま前橋市実行委員会
第1回総会

目 次

◆審議事項

第1号議案

湯けむり国スポ・全スポぐんま前橋市スローガンについて	13
----------------------------	----

◆その他

前橋市が目指すコンパクトな国スポについて	20
----------------------	----

湯けむり国スポ・全スポぐんま前橋市スローガンについて

湯けむり国スポ・全スポぐんま前橋市スローガンについて、別紙のとおり議決を求めます。

令和8年8月31日

湯けむり国スポ・全スポぐんま前橋市実行委員会
会長 小 川 晶

湯けむり国スポ・全スポぐんま前橋市スローガン募集要領

1 趣旨

前橋市では、第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会（以下「湯けむり国スポ・全スポぐんま」という。）の開催に向けて、市民の関心と参加意識を高めるとともに、前橋らしさを全国に発信できるスローガンを募集します。

2 募集内容

前橋らしさを全国に発信できるスローガン
（共感を広げ、みんなの心をひとつにする合言葉）

3 応募条件

- (1) 市内に在住、在勤または在学している方
- (2) 応募作品数は、1 人につき 1 点まで ※20 文字程度

4 応募期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 8 年 7 月 31 日（金）まで
※はがきの場合は令和 8 年 7 月 31 日（金）必着

5 応募方法

必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方式で応募してください。

- ・電子申請（LoGo フォーム）
- ・はがき
- ・ファックス
- ・持参

《必要事項》

- (1) スローガン
- (2) 応募作品の説明や作品に込めた思い（任意）※400 文字以内
- (3) 氏名（フリガナ）
- (4) ペンネーム（任意） ※ペンネームでの公表を希望される場合
- (5) 郵便番号・住所
- (6) 連絡先（電話番号、メールアドレス）
- (7) 年齢
- (8) 勤務先・学校名（任意）

6 応募先

- ・電子申請（LoGo フォーム）から応募の方
右の二次元コードを読み取り、市ホームページ内のリンクから
ご応募ください。
- ・上記以外（はがき・ファックス・持参）で応募の方
「11 問い合わせ先」に送付または持参してください。



7 選考

令和8年度中に設立予定の「湯けむり国スポ・全スポぐんま前橋市実行委員会（以下、「市実行委員会」という。）にて審査し、最優秀作品を決定します。結果は、令和8年9月頃に本人通知及びホームページで発表予定です。

なお、応募作品については、次に掲げる審査項目に基づき、総合的に審査を行います。

- ・「前橋らしさ」を表現していること
- ・スポーツの楽しさや感動が伝わること
- ・前向きな気持ちや挑戦する思い（※）が感じられること
- ・大会を盛り上げる表現であること
- ・簡潔で親しみやすいこと

※「挑戦する思い」とは、努力、一步踏み出す気持ち、仲間と支え合う姿などを指します。

8 表彰

最優秀作品 1点

※最優秀作品の応募者には、記念品を贈呈します。

9 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、本公募に係る業務にのみ使用します。

10 留意事項

- (1) 応募作品は、自作未発表のもので、第三者が有する商標権・著作権等の権利を侵害しないものに限ります。
- (2) 最優秀作品は、湯けむり国スポ・全スポぐんまに関する各種広報物等に幅広く活用します。
- (3) 採用作品に関する著作権、その他一切の権利は市実行委員会に帰属するものとします。

- (4) 応募者は、応募作品に対して著作権人格権の行使をしないものとします。
- (5) 応募作品の著作権、知的財産権及びその他一切の権利に係る問題が生じた場合は、全て応募者の責任となります。
- (6) 応募作品に対して、必要に応じて修正等を加えた上で、採用する場合があります。
- (7) 応募作品は、提出後に修正することはできません。
- (8) 応募作品の審査内容等に関する問い合わせについては、お答えできません。

湯けむり国スポ・全スポぐんま前橋市スローガンについて

1 趣旨

湯けむり国スポ・全スポぐんまの開催に向けて、市民の関心と参加意識を高めるとともに、前橋らしさを全国に発信できるスローガンを募集したため、本総会にて最優秀作品をご審議いただき、湯けむり国スポ・全スポぐんま前橋市スローガンとするもの。

2 応募状況

78作品（電子申請67作品、FAX7作品、はがき4作品）

3 市民投票結果

応募いただいた「78作品」について、募集時に定めた選考基準に基づき事務局で一次選考を行い、投票対象となる「5作品」を選定。

この「5作品」を対象として、以下のとおり市民投票（アンケート・一般投票）を実施。

（1）こどもの参加 MOTTO メール登録者アンケート

期 間：令和8年8月10日～16日

回答者数：9名

対 象：MOTTO メール登録者（小学4年生～中学生、高校生）49名

（2）一般投票（イベント会場）

日 時：令和8年8月11日（山の日）午前11時～午後4時

場 所：けやきウォーク前橋

「湯けむり国スポ・全スポぐんま開催決定イベント」会場

回答者数：360名

対 象：イベント来場者

4 候補作品

※アンケートと一般投票の得票数を合算し、**得票数の多い順に掲載**しています。

上位の作品ほど、多くの皆さまから支持を得た作品です。

【候補1】

（1）スローガン

まえへ前へ未来への橋わたし

（2）作品の説明（作品に込めた思い・工夫した点）

湯けむりくにスポ・全スポぐんまアスリートの祭典、スポーツ選手の躍動する集いに、情熱、体力、気力を全力で表現する。

未来への橋わたしを担う躍動感を表現したものです。

まえへ前 未来への橋わたし で前橋市を現しています。

前橋市民が未来への橋わたし（私）を担う短い表現で市民が全力応援する事を現しています。

【候補2】

(1) スローガン

赤城の風を追い越せ、熱き挑戦者たち

(2) 作品の説明（作品に込めた思い・工夫した点）

前橋市の象徴である「赤城山」から吹き下ろす力強い「赤城風（おろし）」と、全国から集うアスリートたちの熱き情熱を重ね合わせて考案しました。

「赤城の風を追い越せ」という表現には、上州名物の厳しくも雄大な風すらも味方につけ、己の限界やライバルを超えて突き進む選手のスピード感と力強さを込めています。

また、「挑戦者たち」という言葉によって、競技に挑む選手だけでなく、大会を支える市民やボランティア、応援するすべての人々がそれぞれの目標に向かって一歩踏み出す姿を象徴させました。

前橋の豊かな自然と風土を感じさせつつ、この地で繰り広げられる熱戦が人々に勇気と感動を与え、未来へ向けて力強く駆け抜ける大会となるようにという願いを表現しています。

【候補3】

(1) スローガン

めぶく未来へ！果てなき挑戦、楽しさ無限大

(2) 作品の説明（作品に込めた思い・工夫した点）

前橋市の「めぶく」という言葉を使いたいなと思って、スポーツの楽しさと、これからの未来が明るくなるようなスローガンにしました。

私は小学3年から卓球をやっています。

練習の大変さ、試合で勝つために最後まで諦めない気持ちで挑むことの大切さを知っています。

選手みんなが、最後まであきらめずに全力で「挑戦」して、見ている人もいっしょに「感動」できる大会になってほしいです。

そして、みんなの「楽しい」という気持ちが無限に広がって、前橋がもっと元気になるように願いを込めました。

この大会でみんなの夢が「めぶく」とうれしいです。

【候補4】

(1) スローガン

つながる人の輪、めぶく未来

(2) 作品の説明（作品に込めた思い・工夫した点）

このスローガンには、「人と人がつながることで、新しい未来や可能性が生まれる」という意味を込めました。

スポーツを通して、選手自身が成長したり、子どもたちの夢がふくらんだり、市民の社会参加などが促進されたり、新しいつながりが生まれることを期待しています。

前橋のテーマ「めぶく。」を用いて、子どもの夢がめぶく、挑戦する気持ちがめぶく、共生の心がめぶく、といった未来への希望を感じていただきたいです。

【候補5】

(1) スローガン

水きらめき、風つなぐ。ひらけ、挑戦の花。

(2) 作品の説明（作品に込めた思い・工夫した点）

前橋といえば、「水と緑も詩のまち」、赤城山からのからっ風、そしてバラの花。

そんな前橋のイメージを、国スポ・全スポの様々な種目のイメージに繋「水」と「風」に込めました。

そして、全てのアスリート達と、そのアスリートの姿を見て刺激を受ける未来のアスリート達が、「挑戦の花」を大きく咲かせてほしい…そんな想いを込めています。

「ひらけ」は、平仮名にすることで、「開け」でもあり、「拓け」にもなっています。スポーツで未来を切り拓いて欲しい！という想いです。

全体として、自然にあふれ長閑な前橋の空気と、スポーツの躍動を感じるスローガンです。

前橋市が目指すコンパクトな国スポ

1 コンパクトな国スポの「基本原則」

前橋市が目指すコンパクトな国スポは、単なる経費削減やサービスの縮小を目的とするものではありません。

本市では、次の基本原則のもと、持続可能で効率的な大会運営を目指します。

(1) 選手ファーストの大会運営

国民スポーツ大会は国内最高水準のスポーツ大会であり、コンパクト化を理由として選手の競技力やパフォーマンスの発揮を妨げることはできません。

競技運営に必要な環境と機能は適切に確保し、選手が安心して競技に集中できる大会運営を行います。

(2) 安全性の確保

選手、監督、競技役員、審判員、観客その他大会関係者の安全確保は最優先事項であり、安全性を損なうようなコンパクト化は行いません。

競技運営、安全対策、医療救護等については必要な水準を確保します。

(3) 前例踏襲からの脱却と競技団体との協働

従来大会で実施されてきたおもてなし、歓迎装飾、輸送体制、仮設物設置などについては、「これまで実施してきたから実施する」という考え方ではなく、その必要性を改めて検証します。

その上で、競技の特性、競技団体がこれまで開催してきた大会の規模や運営実績等を踏まえながら、競技団体と十分な協議を行い、それぞれの競技にとって最適な運営方法を検討します。

2 コンパクトな国スポの「考え方」

従来のような大規模な体制をそのまま継続するのではなく、既存施設や設備、既存大会等を最大限活用し、必要最小限の整備とデジタル技術の活用による効率化を進めることを基本とします。

これにより、過度な新規整備や大量の紙媒体、仮設物の使用を抑制し、財政面及び人的面の負担軽減を図るとともに、限られた予算や人員を競技運営、安全対策、医療救護、案内誘導、配宿等の大会運営に必要不可欠な分野へ重点的に活用し、持続可能な大会運営を目指します。

なお、本市が目指すコンパクト化は全競技一律に実施するものではなく、各競技会場の実情や競技特性を踏まえ、競技団体との協議を通じて柔軟に対応するものとします。

また、従来の慣例にとらわれてすべてを拡充するのではなく、大会運営に真に必要なものを見極めながら、選手ファーストと安全性を確保した効率的な大会運営を目指します。

3 コンパクトな国スポの「特徴」

(1) 既存資源の最大活用

・既存施設・設備の活用

新規整備や大規模改修をできる限り避け、既存施設や既存備品を有効活用します。

・既存大会の活用

従来のような大規模リハーサル大会は行わず、全国大会や関東大会等の既存大会を活用しながら必要な確認を行います。

なお、既存大会の活用は大会運営上必要な検証を省略するものではなく、競技運営、安全対策、輸送体制等について必要な確認を行いながら効率的な準備を進めます。

(2) 必要最小限の整備・運営

・必要最小限の改修

本番運営に支障が生じない範囲で必要最小限の整備にとどめます。

・案内サインの効率化

統一デザインによる看板を作成し、複数会場で共用することで経費及び事務負担を軽減します。

(3) デジタル化による効率化

・QRコード案内の活用

紙媒体を削減し、必要に応じてデジタル案内を活用します。

・広報のデジタル化

SNSやWEBを活用し、紙媒体は必要最小限とします。

・会議・資料のペーパーレス化

電子資料の活用やWEB会議の導入などにより事務負担の軽減を図ります。

(4) 輸送の最適化

選手・監督等の移動については、競技特性や会場条件を踏まえながら、公共交通機関やタクシー等の既存交通資源を最大限活用した効率的な輸送体制を検討します。

なお、輸送方法は計画輸送ありきとせず、競技団体との協議を踏まえ、自主移動を含めた最適な手法を選択します。ただし、一律に自主移動を求めるものではなく、競技特性や会場条件等に応じて必要な輸送手段を確保します。

また、観戦者向けシャトルバス等については、その必要性を十分検証した上で実施します。

(5) 演出・装飾・歓迎行事の見直し

歓迎装飾や歓迎行事については、その必要性を検証しながら、簡素で統一感のある運営とします。

競技運営に支障のない範囲で、地域の特色を生かした必要最小限の取組を実施します。なお、おもてなしや歓迎の取組を廃止するものではなく、従来の手法にとらわれず、効果や必要性を十分検証した上で、より効率的かつ持続可能な方法へ見直すものとします。

(6) 地域経済の活性化

・市内事業者との連携

物品調達、弁当調達、おもてなし事業等については、市内事業者を積極的に活用します。

・地域交通の利用促進

公共交通機関やタクシー等の利用促進を通じて地域経済への波及効果を高めます。

(7) 人員配置の効率化

競技団体と行政の役割分担を明確化し、効率的な運営体制を構築します。

(8) ボランティア管理の最適化

必要な人数を適切に見極め、過度な人員配置を避けながら効果的な運営を行います。

(9) 配宿の効率化

合同配宿方式の活用などにより調整事務の効率化を図ります。

(10) 競技特性に応じた運営

競技ごとに必要な運営内容や規模は異なるため、一律の対応ではなく、競技特性や会場条件を踏まえて最適な運営方法を検討します。

4 コンパクトな国スポの「レガシー」

(1) 持続可能な大会運営モデル

既存施設の活用と効率的な運営により、今後のスポーツ大会や各種イベントにも活用できる持続可能な運営モデルを構築します。

(2) デジタル化の推進

QRコード案内や電子資料等を活用することで、行政運営全般にも活かせるDXの推進につなげます。

(3) 地域経済の活性化

地元事業者の活用や地域交通の利用促進を通じて地域経済の活性化につなげます。

(4) 効率的な運営ノウハウの蓄積

限られた人員でも運営可能な体制づくりを進め、将来のイベント運営にも活用できるノウハウを蓄積します。

(5) 大会後の財政負担軽減

既存施設を最大限活用することにより、過度な維持管理費を将来世代に残さない持続可能な施設運営につなげます。

別表：従来の国スポとコンパクトな国スポの比較

項目	従来の国スポ	コンパクトな国スポ
①大会運営の基本方針	大規模開催を前提に、多数の人員・設備を投入して運営	既存資源を最大限活用し、必要最小限の体制で効率的に運営
②財政面	人件費・仮設物・運営費が大きく、行政の財政負担が重い	既存資源の活用や運営の効率化により財政負担の軽減を図り、必要な分野へ重点的に資源を配分
③人員配置	競技団体・行政ともに多くの人員を配置し、手厚い運営体制	役割を明確化し、業務を統合、少人数で運営可能な体制
④施設整備	新規整備・大規模改修を広範囲で実施	既存施設・備品を最大限活用し、必要最小限の改修で対応
⑤仮設物	大会規模に合わせ多くの仮設物を設置	既存設備を優先し、仮設物は必要最小限の設置
⑥リハーサル大会	本番同様の規模で大規模リハーサルを実施	既存大会を活用し、必要な確認のみ実施
⑦案内・広報	紙媒体中心で案内図や印刷物が多く、会場ごとに個別の案内サインを設置	QRコード等のデジタル案内を活用し、紙媒体を最小限化、案内サインは統一デザインで共用
⑧輸送体制	選手・監督等へ広範囲の計画輸送、観戦者向け無料シャトル大量運行	競技特性や会場条件を踏まえ、公共交通機関やタクシー等の既存交通資源を活用した効率的な輸送体制を構築し、自主移動を含めた最適な輸送手法を選択
⑨演出・装飾・歓迎行事	歓迎装飾や記念品を広く配布し、華やかに演出	必要性を検証しながら、簡素で効率的な歓迎行事や装飾を実施
⑩おもてなし・飲食	市外事業者の活用が多く、市内経済循環は限定的	市内事業者を優先し、市内経済循環を促進
⑪お弁当の種類	役割ごとに複数種類を準備（選手用・監督用・役員用・ボランティア用など）	選手・監督・一般ボランティアなど役員のお弁当を同一内容で統一し、準備作業の簡素化、ロス削減、経費縮減の実現
⑫ボランティア管理	多数のボランティアを確保し、管理負担が大きい	必要人数を最適化し、管理負担を軽減
⑬配宿	個別配宿方式が中心で、施設ごとの調整が複雑	合同配宿方式で調整を一元化し効率化
⑭大会後レガシー	大規模整備により維持管理コストが発生	既存施設活用により大会後の負担を最小化
⑮会議・資料運営	紙資料中心、対面会議中心	電子資料・Web会議活用、ペーパーレス化
⑯競技特性に応じた運営	全競技で同様の運営水準を志向	競技特性や会場条件に応じて競技団体と協議しながら最適化

